

未来の学校検討委員会の運営について

1 会議の運営及び公開

「三条市における審議会等の設置、運営等に関する指針」に準ずる。

「三条市における審議会等の設置、運営等に関する指針」（抜粋）

6 会議の運営及び公開

(1) 一般原則

ア 審議会等は、その情報を積極的に市民に提供するとともに、その透明性を確保し、市民参加の推進を図るものとする。

イ 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布するなど、委員が十分に意見を述べられるように配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求めるなど、審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

(2) 会議の運営

審議会等の会議は、委員があらかじめ定められた場所に参加して行うものとする。ただし、審議会等が、電子会議その他の方法により運営することを決定したときは、その決定内容によって行うことができるものとする。

(3) 会議の公開

ア 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる場合には、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(イ) 法令等で特に定める場合

(イ) 三条市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条に規定する非公開情報を含む内容について審議を行う場合

(ウ) 出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得た場合

イ アの(イ)に掲げる内容について審議を行う場合であっても、当該内容が条例第 10 条に該当すると当該審議会等が認定し、かつ、条例に定める実施機関が事前に了承したときは、会議を公開することができる。

ウ 会議の公開は、会議の傍聴を認めること等の方法により行うものとする。この場合、市民が傍聴しやすいように休日又は夜間に開催するなどの方法を講じ、可能な限り便宜を図るものとする。

エ 各所管課は、会議の開催に当たっては、当該会議の議題、開催日時、開催場所、傍聴手続及び会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、別に定める方法により事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(4) 会議録の作成及び公表

審議会等は、会議録を作成し、公開した会議の会議録は、公表しなければならない。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営及び公開等について必要な事項は、別に定めるところによる。

2 未来の学校検討委員会の所掌事項

三条市未来の学校検討委員会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- （1）児童の学びに適切な集団規模に合わせた学校の在り方に関すること。
- （2）その他教育委員会が必要と認めること。

3 今後のスケジュール

第2回 令和6年10月9日（水）※後日、御案内を送付します。

講演「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定に至る背景や内容その後の全国的な動き」 講師：千葉大学教育学部 教授 貞広斎子 様

※小学校の在り方について、学園の意見を集約する依頼をさせていただきます。

第3回 令和6年12月頃

小学校の在り方について、学園の意見を集約したものを共有

第4回 令和7年2月頃